

奈良県選挙管理委員会告示第四十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定に基づき、次の施設について同条第一項第三号の施設としての指定を取り消した旨、奈良市選挙管理委員会から報告があった。

令和三年十月八日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

名 称	所 在 地
紀寺県営住宅集会所	奈良市東紀寺町三丁目一番三一
姫寺県営住宅集会所	奈良市東九条町九六〇
高円県営住宅集会所	奈良市古市町二一九五
平城県営住宅集会所	奈良市秋篠町一二九四―一
北和県営住宅集会所	奈良市東九条町一四二四